

江東区情報セキュリティ監査及びPIA監査等並びに 外部委託監査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

江東区の情報資産に対するセキュリティ対策、特定個人情報保護評価書に基づく対策及び個人情報を取り扱う委託業務におけるセキュリティ対策の実施状況の確認と改善指導等の実施並びに特定個人情報を取り扱う職員に対する説明会を実施することによって、本区のセキュリティレベルの維持及び向上に資することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 江東区情報セキュリティ監査及びPIA監査等並びに
外部委託監査業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
※ ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで更新することができる。
- (4) 委託上限額 14,982,000円(消費税込)

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税・地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(27江総経第3281号)による指名停止を受けていないこと。
- (6) 官公庁・自治体において、過去3年以内に情報セキュリティ監査事業又は同支援事業を受託した実績が3件以上、かつ、過去3年以内にPIA監査事業を受託した実績があること。なお、当該実績にはシステムに対する脆弱性検査(脆弱性診断・ペネトレーションテスト等)のみの実績は含めないこととする。
- (7) 情報セキュリティ監査事業及び外部委託監査にあつては情報セキュリティ監査又は監査支援業務の経験を有する要員を3名程度、PIA監査事業にあつてはPIA監査業務の経験を有する要員を3名程度、担当者として任命し、その他必要に応

- じて補助する者を任命する等、業務遂行において適切な支援体制を組むことができること。
- (8) 本業務における主担当者及び担当者のうち半数以上は、以下のいずれかの資格を有すること。
- ① 公認情報セキュリティ主任監査人
 - ② 公認情報セキュリティ監査人
- (9) 本業務における担当者のうち1名以上は、以下のいずれかの資格等を有すること。
- ① 情報処理安全確保支援士又は情報処理安全確保支援士試験合格者
 - ② システム監査技術者
- (10) 委託事業の実施部門において「ISMS 認証」(JIS Q 27001 : 2014 (ISO/IEC 27001 : 2013)の基準に適合することにより与えられるものをいう。)を取得していること。
- (11) 経済産業省の公告に基づき作成されている「システム監査企業台帳」及び独立行政法人情報処理推進機構が公表する「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト(情報セキュリティ監査サービス)」の最新版に登録されていること。

4 スケジュール

内容	期間等
実施要領の公表期間	令和6年1月10日(水)から 令和6年2月9日(金)午後5時まで
質問書の受付	令和6年1月10日(水)から 令和6年1月23日(火)午後5時まで
質問書の回答	令和6年1月29日(月)までにホームページに掲載
参加表明書の提出期限	令和6年2月2日(金)午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和6年2月9日(金)午後5時まで
一次審査(書類審査)	令和6年2月13日(火)から令和6年2月27日(火)
第1次審査結果通知	令和6年3月1日(金)までに通知
二次審査 (プレゼンテーション)	令和6年3月11日(月)から令和6年3月15日(金) ※上記日程のうち、区の指定する日を1次審査の通過者に別途通知する。
結果通知	令和6年3月22日(金)までに通知

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

- ① 公募期間
令和6年1月10日(水)～ 令和6年2月9日(金)午後5時
- ② 公募方法
区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

- ① 質問受付期間
公募開始～令和6年1月23日(火)午後5時必着
- ② 質問方法
質問書(様式2)を作成し、下記「12.担当」まで電子メールで提出すること。
電話での質問には応じない。
- ③ 回答方法
令和6年1月29日(月)までに回答を区ホームページに公開する。個別の回答は行わない。
URL : <https://www.city.koto.lg.jp//012105/kotosecurityaudit2024.html>

(3) 参加表明書の提出

- ① 提出期限
令和6年2月2日(金)午後5時厳守
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- ② 提出方法
ア 郵送又は電子メールによる。電子メールで提出する場合、①に記載の提出期限までに代表者判が押印されている文書をスキャンしたPDFファイルを電子メールで送信し(宛先: itsuishin-k@city.koto.lg.jp)、原本は企画提案書等の提出の際に合わせて提出すること。
イ 郵送の場合は、配達証明書付き書留により期限までに必着のこと。

(4) 企画提案書及びその他書類の提出

- ① 提出期限
令和6年2月9日(金)午後5時厳守
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- ② 提出方法
ア 持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送により、下記「12.担当」まで提

出すること

イ 郵送の場合は、配達証明書付き書留により期限までに必着のこと。

6 提出書類

(1) 参加表明書（様式1）…1部

(2) 企画提案書（任意様式、A4サイズ）…正本1部、副本8部

※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) その他書類

① 価格提案書（見積書）…1部

② 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明…1部

※直近1年分かつ発行日から3ヶ月以内のもの。

③ 「3 参加資格」(8)～(11)を満たしていることが確認できる書類…各1部

※提出時期については、スケジュールのとおり

7 企画提案書作成における留意事項

(1) 企画提案書は、別紙仕様書を確認の上、作成すること。なお、企画提案書には、以下の点について端的に記載すること。

ア 情報セキュリティ監査及び特定個人情報保護評価に関する監査(PIA監査)並びに外部委託監査

- ・情報セキュリティ対策における自治体・企業等の現状・課題を記載すること。
- ・本業務実施により期待できる効果について記載すること
- ・業務開始から終了までの具体的な支援内容を記載すること。
- ・各監査業務で作成する成果物案を記載すること。

イ 特定個人情報保護に関する説明会

- ・業務開始から終了までの具体的な支援内容を記載すること。
- ・説明会で使用するテキスト案及び資料案を記載すること。

ウ 事業全体の計画

- ・契約締結から業務終了までの作業工程、日程を記載すること。

エ 実施体制

- ・区と事業者の作業分担を明確化し、事業者の人員体制を記載すること。
- ・上記「3 参加資格」-(7)の要件を満たす実施体制を記載すること。

オ 事業実績

- ・上記「3 参加資格」-(6)に定める実績（自治体名・事業内容・実施期間等）

を記載すること。

それ以外にも提案の上で参考となる実績があれば記載すること。

- (2) 用紙はA4判縦型(横書き)で作成し、両面印刷とする。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えない。ページ数は80ページ以内とすること。
- (3) 文書の文字サイズは11ポイント以上、イラスト・イメージ図等の注釈等は8ポイント以上程度とし、判読できるものとする。
- (4) A4判縦型ファイルに左留めで綴ること。
- (5) 企画提案書(表紙を除く)及びA4縦型ファイルには、会社名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。
- (6) 企画案は1者1案とし、別紙「評価基準」の記載項目順に具体的かつ詳細に記載し、分かりやすくまとめること。

8 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

(3) 第1次審査(書類審査)

提出書類について「評価基準」に基づき採点を行い、点数が高い事業者から順に2事業者を第2次審査対象者として選定する。第1次審査の結果は、令和6年3月1日(金)までに全ての参加事業者電子メール及び書面により通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

- ① 企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション(20分程度)及びヒアリング(15分程度)を実施する。なお、プレゼンテーションには実際に監査を実施する予定の担当者を出席させること。
- ② プレゼンテーションは、令和6年3月11日(月)から令和6年3月15日(金)のうち、区が指定する日時に江東区役所にて実施する。時間・場所等の詳細は、一次審査を通過した事業者あてに3月1日(金)までに通知する。
- ③ プレゼンテーションは企画提案書に沿って行うこと。企画提案書を補足するスライド資料をプロジェクターで投影することは認めるが、配布資料の追加は認めない。
- ④ プレゼンテーションの実施にあたっては、パソコン、タブレット、プロジェクターの使用を認めるが、必要な機器は持参すること。(電源、スクリーン、

プロジェクターは区で用意する。)

(5) 候補者の選定方法

- ① 参加者が 2 者を超える場合は、企画提案書による書類審査を実施し、失格者を除いた者の内、上位と評価された 2 者が 1 次審査を通過する。なお、参加者が 2 者に満たない場合は、全ての参加者を 1 次審査通過とする。
- ② 1 次審査を通過した者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングによる 2 次審査を行い、失格者を除いた者の内、1 次審査と 2 次審査の合計点(総合点)が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ 総合点で最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ④ 上記①～③にかかわらず、総合点が 6 割未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 参加資格を満たさなくなった場合
- ⑤ 第 2 次審査対象に選ばれた事業者が、第 2 次審査所定の日時・場所に出席しなかった場合
- ⑥ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑧ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

選定委員会による審査後、プレゼンテーション実施者全員に審査結果を電子メール及び書面にて通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の事業者及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費、中止時の費用負担等について再度確認を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 企画提案書及び委託経費見積書については、1者につき1提案に限る。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) プロポーザルに要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (5) 参加表明書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式3)を提出すること。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するが、区が本件の選定の公表等に必要となった場合は、無償で使用できるものとする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (8) 審査の経緯、経過等に関する問合せには、一切応じない。
- (9) 提出された書類は、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、対象公文書として原則開示する(ただし、区が同条例に規定する不開示情報に該当すると判断したものを除く。)
- (10) 本委託業務に関する予算は、現在、令和6年度予算要求の段階であり、令和6年第1回江東区議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務契約は行わない。なお、上記に伴い、応募者又は受託候補者に損害が生じた場合であっても、本区は、その損害を一切負担しない。

12 担当

江東区政策経営部情報システム課情報基盤係(担当：安岡)

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 防災センター5F(1番窓口)

電話：03-3647-8664 FAX：03-3647-4581

E-mail：itsuishin-k@city.koto.lg.jp